

## ＜申請に当たっての留意事項＞

### 1 採用枠について

- (1) 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時にプログラムごとに通知した優先配置人数の範囲内での採用を実質的に大学の裁量とする。
- (2) 文部科学省においては外形的要件（国籍、年齢、推薦可能者数等）の確認を主として実施するため、各大学は推薦可能者数の範囲内において、他の枠と同様に、募集要項に記載された要件を必ず満たす者を推薦すること。要件を満たさない者は審査対象外となる。

### 2 推薦対象者についての留意点

- (1) 日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。（また、申請時に二重国籍等により、日本国籍を有する者でないことをよく確認すること。）
- (2) 過去に国費外国人留学生であった者については、採用の対象とならない。
- (3) 複数の大学による同一人物の推薦、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は認めない。推薦に当たっては、当該事項について十分調査するとともに、候補者に事前にその旨を周知徹底させること。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者の推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

なお、申請時に既に日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き大学推薦採用時（奨学金支給開始月）以降も在籍する者についても対象とならない。

- (4) 大学推薦採用時（奨学金支給開始月）以前から引き続き日本在住（または在住予定）の者については、本募集において対象としている「新たに海外から留学する」者にあたらないため、採用の対象採用の対象外とする（国費留学生申請条件を満たすことのみを目的として国籍国へ帰国する者を含む）。

### 3 学内募集・選考等

- (1) 募集は留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- (2) 選考は全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に関係する資料を申請書等と併せて送付すること。（募集要項「4（3）提出書類等」を参照のこと。）

特に、募集・選考に関係する資料の中で特別プログラムへの応募者数、採用者数などについても記載すること。

なお、候補者に対しては、当該大学教員が、可能な限り面接を実施すること。  
(面接を行うことができない場合は、インターネット等によるインタビューを適切に実施すること。)

(3) 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(報告書)において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視しており、また、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。

① 重点地域以外からの推薦は、学部大学推薦の推薦者数全体の25%以下とすること。

② 大学の国際戦略や当該特別枠を有するプログラムが特定国を対象としている等、真にやむを得ず、重点地域以外からの推薦が推薦者数全体の25%以下とならない場合は理由書(様式自由)を提出すること。

③ 選考においては当該理由を考慮し、弾力的に扱う場合もあるが、単に学生が優秀であるためというような理由は認めない。

(4) 推薦可能人数は、特別プログラム採択時に示された優先配置人数とする。

#### 4 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類については、必ず文部科学省のウェブページに掲載する様式を使用すること。

(2) 別紙様式2については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。

メールの件名及びファイル名は、下記(例)のように大学番号(6桁)、大学推薦、大学名、学部の大学推薦である旨、プログラム番号を記載すること。

(例) 123456 大学推薦〇〇大学(学部) 15121

(3) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう注意すること。誤っていると入国できず、留学できなくなる場合がある。

(4) 「募集要項4(3)①」は、公文書へ添付すること。(公文書は大学として1枚とすること。)

(5) 「募集要項4(3)②」は、個人ごとに左肩ホチキス止めのうえ、推薦者一覧で表記した順に並べ、「募集要項4(3)①」に示す書類の後ろに添付し、まとめて角2封筒に封入すること。

(6) 「募集要項4(3)①及び②」の提出書類を封入した封筒表には、上記5(2)(例)を参照し、「大学番号(6桁)、大学推薦、大学名、学部の大学推薦である旨、プログラム番号、申請書類在中」と朱書きすること。

(7) 申請書類の提出期限・提出先

① 4月期入学

2017年1月5日(木) (必着)

## ②10月期入学

後日事務連絡にて通知する。

### (8) 申請書類の提出先

書類提出先：〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部

国際奨学課 国費留学生審査室

電子データ提出先：kokuhi-shinsa(a)jasso.go.jp

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期限までに提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、事前に文部科学省へ連絡すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「平成28年度国費外国人留学生に係る『給与(奨学金)』『渡日・帰国旅費』『期間終了後調査』及び『教育費』について(通知)」(平成28年3月10日付け学支国奨第520号)にて通知したパスワードを設定すること。平成29年度内における申請には、3月上旬を目途に(独)日本学生支援機構から通知を予定している新たなパスワードを設定すること。

※ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

## 5 採用方針について

選考委員会で決定された国費外国人留学生の優先配置人数の範囲内で、推薦順位により採用する。

## 6 その他

(1) 結果通知については、4月期は2017年2月下旬を目処に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。10月期の結果通知時期については、別途申請書類の提出期間とともに事務連絡にて通知する。

(2) 大学推薦により採用された者の授業料、入学金、検定料等の教育費については、当該大学の負担とする。

(3) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けることとした。日本政府の実施する留学生事業(就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善)に利用すること、外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報に利用することを目的とすることと想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求める。